

群馬県指令桐土第1620-1号

住所 群馬県桐生市広沢町5丁目4714
氏名 明盛宏産株式会社

平成30年2月21日付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、次のとおり認可します。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正明



1 岩石採取場の区域

群馬県 桐生市 広沢町 5丁目字榎入4714-1番地 他

2 採取をする岩石の種類及び数量等

(岩石名)	粘板岩	(数量)	10,787,087トン
(掘削する面積)	451,046 m ²	(地目)	山林
(掘削する高さ)	10メートル		

3 採取期間

平成30年4月28日から平成35年4月27日まで（5年間）

4 認可条件

森林法第10条の2に基づく林地開発許可申請は審査中です。なお、審査後、森林審議会（森林保全部会）への諮問を要します。新規採取予定地の開発については、林地開発許可を得たうえで行ってください。

岩石採取予定地内には、文化財保護法第95条第1項の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地があります。事業開始前速やかに埋蔵文化財の取扱いについて、桐生市教育委員会と協議をしてください。

また、近隣には、国指定重要文化財彦部家住宅・県指定史跡彦部氏屋敷、国登録有形文化財 MAEHARA 20th、県指定天然記念物賀茂神社のモミ群があります。岩石採取により、上記文化財に影響を及ぼすことがないよう、事業実施にあたっては特に注意をお願いします。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。